

資治通鑑 第 210 卷

【唐紀二十六】 起上章閏茂八月，盡昭陽赤奮若，凡三年有奇。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 117p

睿宗玄真大聖大興孝皇帝下景雲元年（庚戌，710年）

【李重福の討伐成功】

■**重福の陰謀露見**八月，庚寅(26)，**異**の第に往きて按問す。**重福**は奄至し，縣官は馳せ出で，留守と白す。群官は皆な逃げ匿れ，洛州長史の**崔日知**は獨り衆を帥いて之を討つ。

■**重福は討伐される**留台侍御史の**李邕**は**重福**に天津橋に遇い，從者は已に數百人，馳せて(洛城の)屯營に至り，之に告げて曰く、

「**譙王**は**先帝**に罪を得(中宗に罪を得て均州に居らしめらる)，今都に入るの故無し，此れ必ず亂を為さん。君等は宜しく功を立てて富貴を取らん。」

又た(東都の)皇城に告げ諸門を閉め使む。**重福**は先ず左、右の屯營に趣き，營中は之を射，矢は雨の如く下る。乃ち還りて左掖門に趣き，留守の兵を取らんと欲し，門の閉じるを見，大いに怒り，命じて之を焚かしむ。火は未だ然(燃)えるに及ばず，左屯の營兵は出でて之に逼り，**重福**は窘迫し，馬を策ちて上東(東面北來の第一門)に出で，逃げて山谷に匿れる。(12-118p)明くる日，留守は大いに兵を出して搜捕し，**重福**は漕渠に赴きて溺死す。**日知**は，日用之從父の兄也，功を以て東都の留守に拜せらる。

■**渡り鳥・鄭愔の最後**鄭愔の貌は醜く須(鬚)多し，既に敗れ，髻を^{くしげず}梳り，婦人の服を著，車中に匿れる。擒獲して，鞫せられ，股慄して對える能わず。**張靈均**は神氣自若にして，愔を顧みて曰く、

「吾は此の人と事を擧げる，^{むべ}宜なりるかな其の敗れる也！」

愔と皆な東都市に於いて斬られる。初め，愔は來俊臣に附きて進むを得る。俊臣は誅せられ，**張易之**に附く。易之は誅せられ，**韋氏**に附く。韋氏は敗れ，又た譙王の**重福**に付き，竟に坐して族誅せらる。**嚴善思**は死を免かれ，靜州(嶺南の靜州は貞觀中に已改めて富州と為す。此の靜州は劔南に属す。儀鳳元年に悉州の悉唐県を以て南和州を置く。武后天授二年に更に靜州と名づく。現・四川省茂県と黒水県にまたがる地域)に流される。萬騎は諸韋を討つ之功を恃み，暴横は多く，長安中は之に苦しむ。詔して並せて外官に除す。又た戸奴を以て萬騎を為す(蓋し必ず永昌の後に起こる)を停める。更に飛騎，隸左、右羽林を置く。

■**斜封官の廢止**姚元之、宋璟及び御史大夫の**畢構**は上言す、

「先朝の斜封官(前卷中宗景龍三年にあり)は悉く宜しく停廢すべし。」

上は之に従う。癸巳(29)，斜封官の凡そ數千人を罷む。

■刑部尚書、同中書門下三品の**裴談**は蒲州刺史に貶せらる。**蘇安恆**(死すること 208 卷中宗景龍元年にあり)に諫議大夫を贈る。■九月，辛未(7)，太子の少師致仕の**唐休璟**を以て朔方道大總管と為す。

■冬，十月，甲申(20)，禮儀使(唐の世に凡そ國恤有れば皆宰相を以て禮儀使と為す。山陵祖廟の事を掌る)の**姚元之**、**宋璟**は奏す、

「**大行皇帝**の神主，應に太廟に附すべし，請う**義宗**の神主(208 卷中宗の神龍元年にあり)を東都に遷し，別に廟を立てん。」

之に従う。

■乙未(31)，天后の尊號を追復して大聖天后と為す。

■[節度使は薛訥より始まる]丁酉(33)，幽州鎮守經略節度大使の薛訥を以て左武衛大將軍兼幽州都督と為す。節度使之名は訥より始まる。

■[太平公主は太子の追い落としを図る]太平公主は太子の年少なるを以て，意は頗る之を易んじ。既に而して其の英武を憚り，更に闇弱なる者を擇びて之を立て以て其の權を久くせんと欲し，數々流言を為し，云う、

「太子は長に非ず，當に立つべからず。」

己亥(35)，制して中外に戒諭し，以て浮議を息む。公主は毎に太子の為す所を覘伺し，織介も必ず上に聞し，太子の左右も亦た往往にして公主の耳目と為り，太子は深く自ら安ぜず。

■[重俊に諡して節愍の是非]故の太子の重俊に諡して節愍と曰う。太府少卿の萬年の韋湊は上書して，以為く、

「賞罰の加わらざる所の者は，則ち行いを考え諡を立てて以て之を褒貶す。故の太子の重俊は，李多祚等と兵を稱げて宮に入り，中宗は玄武門に登りて以て之を避け，太子は鞍に據りて兵を督して自若なり。其の徒が戈を倒して，多祚等が死するに及び，太子は方めて逃げ竄る。向に宿衛をして守らざら使めば，其の禍いと為す也，胡ぞ言うに忍ぶ可けんや！明くる日，中宗は雨泣(泣くこと涙雨の如し)し，供奉官(中書門下兩省の官をいう)に謂って曰く、(12-119p)『幾んど卿等と相い見ず。』其の危きこと此くの如し，今聖朝は禮葬し，諡して節愍と為し，臣は竊に之に惑う。夫れ臣子之禮は，廟を過ぎれば必ず下り，位を過ぎれば必ず趨る。漢の成帝之太子と為るや，敢えて馳道を絶たず(初め桂宮に居り元帝は嘗て急に之を召し、太子は龍樓門を出て、敢えて馳道を絶たず、西して直城門に至り、絶つを得て即ち渡り還りて作室門に入る。上は之を遲しとし、其の故を問う。状を以て對う。即ち令に著し太子は馳道を絶つを得る)。而るに重俊は兵を宮内に稱げ，馬に御前に跨りて，禮無きこと甚だし矣。

若し其の武三思の父子を誅するを以て而して之を嘉すれば，則ち兵を興して以て奸臣を誅し而して君父を尊びて可也。今自ら之を取らんと欲するは，是れ三思と競いて逆を為す也，又た嘉するに足る乎！若し其の韋氏を廢せんと欲するを以て而して之を嘉すれば，則ち韋氏は時に於いて逆狀未だ彰われず，大義は未だ絶たず，苟くも中宗之命無く而して之を廢せば，是れ父を脅し母を廢する也，庸ぞ可ならん乎！漢の戾太子(22 卷漢の武帝征和二年にあり)は江充(武帝時代の側近、巫蠱の獄を起こす)之讒に困しみ，忿を發して充を殺し，兵を興して交戦すると雖も，君父を圍逼するに非ざる也。兵は敗れ而して死す，其の孫天子と為るに及び，始めて改葬するを得，猶ほ諡して戾と曰う(事は 24 卷宣帝本始元年にあり)。況んや重俊は之に諡して節愍と曰う可けん乎！臣は恐る、後之亂臣賊子は，引きて以て比と為すを得，悖逆之原を開かんことを，善を彰わし惡を瘴(病)まする所以に非ざる也，請う其の諡を改めん。多祚等は重俊に従いて兵を興し，無罪と為さず。陛下は今之を宥すは可也，之を名づけて雪と為すは，亦た未だ安ぜざる所なり。」

上は甚だ其の言を然りとし，而るに執政は以為えらく制命は已に行われ，為に追改せず，但だ多祚等の贈官を停め而して已む。

■十一月，戊申(44)朔，姚元之を以て中書令と為す。

■[中宗を定陵に埋葬]乙酉(21)，孝和皇帝を定陵(陝西省関中道富平県西北 10km の龍泉山、中宗陵墓。唐十八陵の一。合葬は和思趙皇后。陪葬は李重俊・宜城公主など、現・渭南市富平県)に葬し，廟號を中宗とす。朝議して以えらく韋后は罪有り，應に祔葬するべからずと。故の英王の妃の趙氏(202 卷高宗上元二年に死す)を追諡して和思順聖皇后と曰い，其の瘞(えい)を求め，知る者有る莫し，乃ち禕衣(唐の制度では皇后の服を禕衣・鞠衣・褕衣という、禕衣は冊を受け祭り

を助け朝会の大事の服)を以て魂を招き、覆うに夷衾を以てし、定陵に耐葬す。

■**壬子(48)**、侍中の**韋安石**は罷めて**太子**の少保、左僕射と為り、同中書門下の三品(三品)の**蘇瑰**は罷めて少傅と為る。

■**[裴冑先の復活]**甲寅(50)、**裴炎**の官爵を追復す。初め、**裴冑先**(続は仙先、裴炎死して嶺南に流されること 203 卷武后光宅元年にあり)は嶺南より逃げ歸り、復た杖つこと一百、北庭に徙す。徙所に至り、殖貨(殖財)任俠し、常に客を遣わして都下の事をうかがわしむ。**武后**之流人を誅する(205 卷長寿二年にあり)也、**冑先**は先に之を知り、逃げて胡中に奔る。北庭都護は追い獲り、之を囚えて以て聞す。使者は至り、流人は盡く死す、**冑先**は報を待つを以て未だ殺されず。既に而して**武后**は制を下し流人を安撫し、未だ死せざる者有れば悉く放還し、**冑先**は是に由りて歸るを得る。是に至りて**炎**の後を求めるに、獨り**冑先**のみ在り、(12-120p)拜して詹事丞(正六品上、詹事府の事に判たるを掌る)とす。

■**壬戌(58)**、**王同皎**(208 卷中宗神龍二年に死す)の官爵を追復す。

■**[蘇瑰の薨去]**庚午(6)、許の文貞公の**蘇瑰**は薨ず。制して其の子の**頊**を起復して工部侍郎と為し、**頊**は固く辭す。上は**李日知**をして諭旨せ使め、**日知**は終坐言わず而して還り、奏して曰く、

「臣は其の哀毀を見るに、言を發するに忍びず、恐る其の隕絶するを。」

上は乃ち其の制を終わるを聽す。

■**[二公主を道士とす]**十二月、癸未(19)、上は二女**西城**(睿宗第八女、のちに金仙公主 689-732)、**隆昌公主**(睿宗第九女、昌隆公主か、691-762、のち玉真)を以て女官(女道士)と為し、以て**天皇天后**之福に資し、仍ほ京城西に於いて觀(道士の居る所)を造らんと欲す。諫議大夫の**寧原悌**は上言し、以為く、

「先朝の悖逆庶人は愛女驕盈(驕るるが溢れる)を以てし而して禍いに及び、**新都**(中宗の公主、武延暉に下嫁す)、**宜城**(中宗の公主、裴巽に下嫁す)庶孽(妾腹の子)抑損するを以て而して全くするを獲たり。又た釋、道二家は皆な清淨を以て本と為し、當に廣く寺觀を營み、人を勞し財を費すべからず。**梁武**(梁の武帝)は敗を前に致し、**先帝**は災いは後に取り、殷鑒遠からず。今**二公主**は道に入り、將に之が為に觀を置き、宜しく過ぎて崇麗を為し、謗りを四方に取るべからず。又た、先朝の親狎する所の諸僧は、尚ほ左右に在り、宜しく屏斥を加えるべし。」

上は覽而して之を善しとす。

■**[皇帝は李朝隱を評価]**宦者の**閻興貴**は事を以て長安令の**李朝隱**に屬す、**朝隱**は獄に繋がる。上は之を聞き、召して**朝隱**を見、之を勞りて曰く、

「卿は赤縣の令と為り、能く此くの如し、**朕**は復た何をか憂えん！」

因りて承天門に御し、百官及び諸州の朝集使を集め、宣示するに**朝隱**の為す所を以てし、且つ制を下して稱す、

「宦官は寛柔之代に遇えば、必ず威權を弄す。**朕**は前載を覽、毎に歎息する所なり。能く**朕**が意に副えば、實に斯の人に在り、一階を加えて太中大夫と為し、中上考及び絹百匹を賜う可し。」

■**[奚、[雨習]の侵略]**壬辰(28)、奚、[**雨習**]は塞を犯し、**漁陽**(本は幽州に屬す。中宗神龍元年に分けて營州に屬す。現・北京直轄市密雲区)、**雍奴**(漢以來漁陽郡に屬し、隋には涿郡に屬し、唐には幽州に屬す、現・天津市武清区)を掠め、**盧龍**(漢の肥如県なり。遼西郡に屬す。隋の開皇十八年、更めて盧龍と名づく。北平郡に屬す。唐は平州を帯びる、現・秦皇島市盧竜県北部)塞を出で而して去る。幽州都督の**薛訥**は追いて之を撃ち、克たず。

■**[制度改革]**舊制に、三品以上の官は冊授(唐の王言の制に七有り。一に冊書、二に制書、三に慰勞制書、四に發勅、五に勅

旨、ろくに論事勅書、七に勅牒)し、五品以上は制授し、六品以下は敕授し、皆な尚書省に委ねて奏擬し、文は吏部に屬し、武は兵部に屬し、尚書を中銓と曰い、侍郎を東西銓と曰う。中宗之末、嬖倖(宦官)は事を用い、選舉混淆し、復た綱紀無し。是に至りて、宋璟を以て吏部尚書と為し、李义、盧從願を侍郎と為し、皆な強禦を畏れず、請謁の路絶える。集まる者は萬餘人、留まる者は三銓二千に過ぎず、人は其の公なるに服す。姚元之を以て兵部尚書と為し、陸象先、盧懷慎を侍郎と為し、武選も亦た治まる。從願は、承慶(200卷高宗顯慶四年にあり)之族子。象先は、元方(205卷天后證聖元年にあり)之子也。

■[祝欽明・郭山暉は左遷]侍御史の蒿城(前漢に眞定國に屬し、後漢以来鉅鹿郡に屬し、唐には恒州に屬す、現・石家莊市藁城区)の倪若水は、奏彈す、

「國子祭酒の祝欽明、司業の郭山暉は常を亂り(郊祀に韋后を以て巫獻と為さんと謂う)改作す、旨を希い君を病ましむ」

是に於いて欽明に饒州(括州、後處州と為す、現・浙江省麗水市一帯)刺史、山暉に括州長史を左授す。

■[楊孚は節度使を危懼]侍御史の楊孚は、彈糾して權貴を避けず、權貴は之を毀り。上は曰く、

「鷹は狡兔を搏つは、須く急に之を救うべし、爾らざれば必ず反つて噬む所と為らん。御史は奸慝(なだ)を繩し亦た然り。敬くも人主の之を保衛するに非ず、則ち亦た奸慝の噬む所と為す矣。」

孚は、隋の文帝之侄の孫也。河西節度、支度、營田等使を置き、涼、甘、肅、伊、瓜、沙、西七州を領せしめ、涼州に治す。(唐の制度では、凡そ天下の辺郡には皆支度使あり、以て軍資糧仗の用を計る。節度、支度を兼ねざる者は支度自ら一司と為す。其の支度を兼ねる者は節度自ら支度たり。凡そ辺防の鎮守、転運給せざるときは、屯田を開置し以て軍備を益す。是に於いて營田使有り)

■[吐蕃[姚州の群蠻は李知古を殺害]姚州の群蠻、先には吐蕃に付き、攝監察御史の李知古は兵を發して之を撃たんと請う。既に降り、又た築城し、州縣を列置し、之に重稅せんことを請う。黃門侍郎の徐堅は以て不可と為す。従わず。知古は劍南の兵を發して築城し、因りて其の豪傑を誅し、子女を掠めて奴婢と為さんと欲す。群蠻は怨怨し、蠻酋の傍名は吐蕃を引いて知古を攻め、之を殺し、其の屍を以て天を祭り、是に由りて姚、嵩の路は絶え、連年通じず。安西都護の張玄表は吐蕃の北境を侵掠し、吐蕃は怨むと雖も而るに未だ和親を絶たず、乃ち鄯州都督の楊矩に賂し、河西の九曲(積石郡を去ること三百里、漢の大小榆谷の地。水甘く草良く、畜牧に宜し。黄河が大きく蛇行する地域、特に黄河上流の西端の青海省同徳県、貴南県、貴徳県、尖扎県、循化県、同仁県、沢庫県、河南県、甘肅省夏河県、碌曲県、瑪曲県など。漢民族と羌族、唐と吐蕃の争奪対象)之地を請い以て公主の湯沐の邑と為さんとす。矩は奏して之を與える。

睿宗玄真大聖大興孝皇帝下景雲二年(辛亥、711年)

■[突厥]春、正月、癸丑(49)、突厥可汗の默啜は遣使して和を請う。之を許す。

■己未(55)、太僕卿の郭元振、中書侍郎の張説を以て並びに同平章事とす。■溫王の重茂を以て襄王と為し、集州(現・四川省巴中市一帯)刺史に充て、中郎將を遣わし兵五百を將いて就きて之を防がしむ。

■乙丑(1)、追いて妃の劉氏(205卷武后長寿二年に死す)を立てて肅明皇后と曰い、陵を惠陵と曰う。德妃の竇氏(205卷武后長寿二年に死す)を昭成皇后と曰い、陵を靖陵と曰う。皆な魂を招き東都の城南に葬し、廟を京師に立て、儀坤廟(親仁里にあり)と號す。竇氏は、太子之母也。

【太平公主と太子のせめぎあい】

■[太平公主の太子敗嫡の陰謀]太平公主は益州長史の竇懷貞等と結びて朋黨と為り、以て太子を危くせんと欲し、其の婿の唐暎をして韋安石を邀えて其の第に至ら使め、安石は固く辭して往かず。上は嘗て密に安石を召し、謂って曰く、

「聞く朝廷は皆な心を東宮に傾く、卿は宜しく之を察せよ。」

對えて曰く、

「陛下は安んぞ亡國之言を得るや！此れ必ず太平之謀なる耳。太子は社稷に功有り、仁明孝友にして、天下の知る所、願わくは陛下は讒言に惑う無かれ。」

上は瞿然(驚き見る)として曰く、

「朕は之を知る矣、卿は言う勿れ。」

時に公主は簾下に在りて竊に之を聴き、(12-122p)飛語を以て安石を陥し、之を収めて按じんと欲す。郭元振が之を救うに頼り、免かるるを得たり。

■[上は公主の扱いに苦慮]公主は又た嘗て輦に乗りて宰相を光范門(唐の六典に宣政殿前の西廊を月華門と曰い、門西は中書省、省の西南の北街南は昭慶門に直り、光范門に出ずと)内に邀え、諷するに東宮を易置するを以てし、衆は皆な色を失い、宋璟は抗言して曰く、

「東宮は天下に大功有り、真に宗廟社稷之主なり、公主は奈何して忽ち此の議有るや！」

璟は姚元之と密に上に言つて曰く、

「宋王は陛下之元子なり、幽王(守禮は章懐太子賢の子)は高宗之長孫なり、太平公主は其の間に交構し、將に東宮をして安からざら使めんとす。請う宋王及び幽王を出して皆な刺史と為し、岐、薛の二王の左、右羽林(韋氏平ぐや、二王は羽林を領す)を罷め、左、右率(東宮の五率は分けて左右十率と為す。左右衛率)と為して以て太子に事え使めん。太平公主は請う武攸暨と皆な東都に於いて安置すべし。」

上は曰く、

「朕は更に兄弟無く、惟だ太平一妹のみ、豈に遠く東都に置く可けんや！諸王は惟だ卿の處する所のままにすべし。」

乃ち先ず制を下して云う、

「諸王、駙馬は今より禁兵を典るを得る毋れ、見任の者は皆な它宮に改めん。」

■[太子監國の勸め]之頃して、上は侍臣に謂つて曰く、

「術者は言う五日のうちに於いて當に急兵有りて宮に入ると、卿等は朕が為に之に備えよ。」

張説は曰く、

「此れ必ず讒人が東宮を離間せんと欲す。願わくは陛下は太子をして監國せ使めれば、則ち流言は自ずから息まん矣。」

姚元之は曰く、

「張説の言う所、社稷之至計也。」

上は悦ぶ。

■[二王・太平公主の京師外安置]二月、丙子(12)朔、宋王の成器を以て同州刺史と為し、幽王の守禮を幽州刺史と為し、左羽林大將軍の岐王の隆范を左衛率と為し、右羽林大將軍の薛王の隆業を右衛率と為す。太平公主は蒲州に安置す。

■[太子の監國の骨抜き]丁丑(13)、太子に命じて監國せしめ、六品以下の除官及び徒罪以下は、並せて太子の處分を取る。殿中侍御史の崔蒞、太子中允の薛照素は上に言つて曰く、

「斜封官(前卷中宗景龍二年にあり)は皆な先帝の除く所、恩命は已に布く、姚元之等は建議し、一朝にして盡く之を奪い、先帝之過ちを彰わし、陛下の為に怨みを招く。今衆口は沸騰し、海内に遍く、恐らくは非常之變を生じん。」

太平公主も亦た之を言い、上は以て然りと為す。戊寅(14)、制す、

「諸々の斜封は別に敕に縁りて官を授けん、先に任に停める者は、並せて材を量りて叙用せん。」

■[太子は太平公主を恐れる]太平公主は姚元之、宋璟之謀を聞き、大いに怒り、以て太子を讓める。太子は懼れ、奏す、

「元之、璟は姑、兄を離間す、請う極法に従わん。」

甲申(20)、元之を貶して申州刺史と為し、璟を楚州刺史と為す。丙戌(22)、宋王、幽王も亦た刺史之命を寝む。

■[綱紀は紊亂]中書舍人、參知機務の劉幽求は罷めて戸部尚書と為る。太子の少保の韋安石を以て侍中と為す。安石は李日知と姚、宋に代わりて政を為し、是より綱紀は紊亂すること、復た景龍之世の如し矣。前右率府鎧曹參軍の柳澤は上疏して、以為く、

「斜封官は皆な僕妾の汲引に因る、豈に孝和(中宗)之意に出でんや！(12-123p)陛下は一切之を黜^{しりぞ}け、天下は明と稱せざる莫し。一旦忽ち盡く収叙(收斜×)す、善惡は定(安×)まらず、反覆して相い攻む、何ぞ陛下の政令之一ならざる也！議者は咸な稱す、太平公主は胡僧の慧范をして曲げて此の曹を引き、陛下を誑誤せ令むと。臣は恐る小を積みて大と成る、禍を為すこと細ならざらん。」

上は聽かず。澤は、亨(隋に事え、高祖に歸す。女孫竇氏を以て之に妻わす。太宗に歴事し、位は檢校岐州刺史)之孫也。

■左、右萬騎は左右羽林と北門四軍と為し、葛福順等をして之を將せ使む。

■[突厥]三月、宋王の成器の女を以て金山公主と為し、突厥の默啜に許嫁す。

■夏、四月、甲申(20)、宋王の成器は司徒を讓る。之を許し、以て太子の賓客と為す。韋安石を以て中書令と為す。

■[太子への禪讓を中止]上は群臣の三品以上を召して、謂って曰く、

「朕は素懷澹泊にして、萬乘を以て貴しと為さず、曩に皇嗣(204 卷天授元年)と為り、又た皇太弟と為り、皆な辭して處^ならず。今位を太子に傳えんと欲すが、何如？」

群臣は對える莫し。太子は右庶子の李景伯をして固辭せ使め、許さず。殿中侍御史の和逢堯は太平公主に付き、上に言つて曰く、

「陛下は春秋未だ高く、方に四海の依仰する所と為る、豈に遽に爾るを得んや！」

上は乃ち止む。

■[太子の権限拡大]戊子(24)、制す、

「凡そ政事は皆な太子の處分^と取るべし。其の軍旅死刑及び五品已上の除授は、皆な先ず太子と之を議すべし、然る後に以て聞すべし。」

■辛卯(27)、李日知を以て守侍中とす。■壬寅(38)、天下に赦す。■五月、太子は位を宋王の成器に讓らんと請う。許さず。

■[太平公主は京師復歸]太平公主を召して京師に還すを請う。之を許す。庚戌(46)、制す、

「則天皇后の父母の墳は舊に仍りて昊陵、順陵と為し、官屬を量置すべし。」(二陵を廢すは前卷元年にあり)

太平公主は武攸暨の為に之を請う也。

■[二公主の道觀]辛酉(57)、更に西城を以て金仙公主と為し、隆昌を玉真公主と為し、各々之が為に觀を

造り(二観は京城内輔興坊に作る。玉真観は本は寶誕の旧宅、金仙観と相對す)、民居を逼奪すること甚だ多く、功數百萬を用いる。右散騎常侍の魏知古、黃門侍郎の李义は諫め、皆な聽さず。

■壬戌(58)、殿中監の寶懷貞を御史大夫、同平章事と為す。

■[太平公主は薛謙光を左遷]僧の慧范は太平公主の勢いを恃み、民産を逼奪し、御史大夫の薛謙光は殿中侍御史の慕容珣と奏して之を彈じる。公主は上に訴え、謙光を出して岐州刺史と為す。

■[二十四都督を置く]時(明×)に遣使して十道を按察せしめ、議者は以えらく山南の所部は闊遠なり、乃ち分けて東西道と為す。又た隴右を分けて河西道と為す。(太宗の貞觀十八年に十七道巡察を遣わす。武後の垂拱の初めに九道巡察を遣わす。天授二民に十道存撫使を遣わす。ここに至りて十道按察使と為し、持て州郡を廉按せしめ、二周年に一たび替わる)六月、壬午(18)、又た天下を分けて汴、齊、兗、魏、冀、並、蒲、鄜、涇、(12-124p)秦、益(武徳元年に蜀郡を改める)、綿(漢の涪県、江左は巴西郡。西魏は潼州、隋の開皇に綿州。大業の初めに金山郡、唐の武徳初に綿州)、遂、荊、岐、通、梁、襄、揚、安、閩(淮?、武徳二年に閩県を置く。開元自由三年に閩州を改めて福州と為す)、越、洪、潭の二十四都督を置き、各々所部の刺史以下の善惡を糾察せしめ、惟だ洛及び近畿(雍・華・同・商・岐・豳を京畿、洛・汝を都畿とす)の州は都督府に隸せず。太子の右庶子の李景伯、舍人の盧輔等は上言す、

「都督は殺生之柄を専らにし、權任は太だ重し。或は用いること其の人に非ざれば、害を為すこと細ならず。今御史の秩は卑しく望は重し、時を以て巡察すれば、奸宄自ら禁ぜん。」

其の後竟に都督を罷め、但だ十道按察使を置き而して已む。

■秋、七月、癸巳(29)、上官昭容を追復して、諡して惠文と曰う。

■乙卯(51)、高祖の故宅(興聖寺、柿は天授中に枯れる)の枯柿の復た生じるを以て、天下に赦す。

■己巳(5)、右御史大夫の解琬を以て朔方大總管と為す。琬は三城(三受降城)の戍兵を考按し、奏して十萬人を減ず。

■[太平公主は韋安石を棚上げ]庚午(5)、中書令の韋安石を以て左僕射と為し太子の賓客を兼ね、同中書門下三品とす。太平公主は安石が己に附かざるを以て、故に崇ぶに虚名を以てし、實は其の權を去る也。

■[寶懷貞は太平公主の阿者]九月、庚辰(16)、寶懷貞を以て侍中と為す。懷貞は朝を退く毎に、必ず太平公主の第に詣る。時に金仙、玉真の二観を修め、群臣は多く諫め、懷貞は獨り勸めて之を成し、身自ら役を督す。時人は懷貞を謂う、

「前には皇后の阿[父者]と為り(事は前卷中宗の景龍二年にあり)、今公主の邑司(唐の公主には邑司令丞有り、其の主家の財貨の出入、田園の徴封の事を掌る)と為る。」

■[太平公主のお気に入り人事]冬、十月、甲辰(40)、上は承天門に御し、韋安石、郭元振、寶懷貞、李日知、張説を引きて制を宣し、責めて以わく、

「政教は多く闕け、水旱は災を為し、府庫は益々竭き、僚吏は日々に滋す。朕之徳薄きと雖も、亦た輔佐の才に非ず。安石は左僕射、東都留守なる可く、元振は吏部尚書なる可く、懷貞は左御史大夫なる可く、日知は戸部尚書となる可く、説は左丞なる可く、並せて政事を罷むべし。」

吏部尚書の劉幽求を以て侍中と為し、右散騎常侍の魏知古を左散騎常侍と為し、太子の詹事の崔湜を中書侍郎と為し、並せて同中書門下三品とす。書中侍郎の陸象先を同平章事とす。皆な太平公主之志也。

■[崔湜は公主に泣きつく]象先(像先×)は清淨にして寡慾なり、言論は高遠、時人の重き所と為り。湜は私に太平公主に侍し、公主は引きて以て相と為さんと欲し、湜は象先と同じく升るを請い、公主は可からず、湜は曰く、

「然らば則ち滉も亦た敢えて當たらず。」

公主は乃ち之が為に並せて上に言い。上は滉を用いるを欲せず、公主は涕泣して以て請い乃ち之に従う。

■[辛替否の直言]右補闕の辛替否は上疏して、以為く、

「古より道を失い國を破り家を亡ぼす者は、口に説くに身に逢うに如かず、耳に聞くは目に睹るに如かず。臣は請う陛下が目に睹る所の者を以て之を言わん。(12-125p)太宗皇帝は、陛下之祖也、亂を撥め正を返し、基を開き極を立てる。官は虚しく授けず、財は枉げて費やさず。多く寺觀を造らず而るに福有り、多く僧尼を度せず而して災い無く、天地は祐を垂れ、風雨は時に若い、粟帛は充溢し、蠻夷は率いて服し、國を享けて久しく長く、名は萬古に高し。陛下は何ぞ取り而して之に法らざるや！中宗皇帝は、陛下之兄なり、祖宗之業を棄て、女子之意に徇う。能無く而るに祿せらる者は數千人、功無く而るに封ぜらる者は百餘家あり。寺を造りて止まず、財貨を費やす者は數百億、人を度すること窮まり無く、租庸を免ずる者は數十萬、出ずる所日々に滋く、入る所日々に寡なし。百姓口中之食を奪い以て貪殘を養い、萬人の體上之衣を剥ぎて以て土木を塗り、是に於いて人は怨み神は怒り、衆は叛し親は離れ、水早は並び臻り、公私は俱に罄き、國を享けること永からず、禍いは其の身に及ぶ。陛下は何ぞ懲り而して之を改めざるや！頃より以來、水早は相繼ぎ、兼ねるに霜蝗を以てし、人は食する所無く、未だ賑恤(施)するを聞かず、而るに二女の為に觀を造り(金仙・玉眞)、錢百餘萬婚を用いる。陛下は豈に當今(統は當時)の府庫之蓄積の幾有るか、中外之經費の幾有るかを計らず、而るに輕々しく百餘萬緡を用い、以て無用之役に供する可けん乎！陛下は韋氏之家を族して、而るに韋氏之惡を去らず、太宗之法を棄てるを忍びて、中宗之政を棄てるを忍びざる乎！且つ陛下は太子と韋氏が事を用いる之時に當り、日夕憂危し、群凶(韋温・宗楚客ら)に切齒す。今幸にも而して之を除き、乃ち其の為す所を改めざれば、臣は恐る、復た陛下に切齒する者有らん也。然らば則ち陛下も又た何ぞ群凶を惡み而して之を誅するや！昔先帝之悖逆(安樂公主を追廢して悖逆庶人とす)を憐れむ也、宗晉卿は之が為に第を造り、趙履温は之が為に園を葺き、園財を殫くし、人力を竭くし、第は成れども居るに暇あらず、園成れども遊ぶ暇あらず、而して身は戮没と為る。今之觀を造り侈を崇ぶ者は、必ず陛下、公主之本意に非ず、殆んど宗、趙之徒有り従い而して之を勧め、察せざる可からざる也。陛下は斯の役を停めざれば、臣は人之愁怨するを恐れ、先朝之時に減ぜざることを。人人は其の禍敗を知れども、而るに口は敢えて言わず、言えは則ち刑戮は之に隨わん。韋月將、燕欽融之徒の如く、先朝は之を誅し、陛下は之を賞し、豈に陛下は直言之國に益有るを知るに非ざる乎！臣が今言う所は、亦た先朝之直也、惟だ陛下は之を察せよ。」

上は従う能わずと雖も、而るに其の切直を嘉す。

■[突厥][突厥の説得]御史中丞の和逢堯は鴻臚卿を攝し、突厥に使いし、默啜を説いて曰く、

「處密(西突厥十姓部落之一)、堅昆(テュルク系遊牧民族。キルギズ Qırqız)は可汗が昏を唐に結ぶを聞けば、皆な當に歸附せん。可汗は何ぞ唐の冠帶を襲い、諸胡をして之を知らしめざるや、豈に美ならず哉！」

默啜は許諾し、明くる日、襍頭(北周に起り武事に便するもの)して、紫衫(唐の三品以上の服、太宗の時に馬周上議し、禮に衫を服するの文無きを以て請いて襴袖標[衣裏]を加える)を衣、南に向かいて再拜し、臣を稱し、其の子の楊我支及び國相の隨逢堯を遣わして入朝せしむ、十一月、戊寅(14)、京師に至り。逢堯は使いを奉ずるの功を以て、戸部侍郎に遷る。(12-126p)

■[兵役年齡]壬辰(28)、天下の百姓二十五をして軍に入り、五十五にして免ぜ令む。

■十二月、癸卯(39)、興昔亡可汗の阿史那獻を以て招慰十姓使と為す。

■[道士の司馬承禎]上は天台山(浙江省會稽道天台県の北、現・台州市天台県)の道士の司馬承禎を召し、問うに陰

陽數術を以てす、對えて曰く、

「道と者、之を損して又た損し、以て無為に至る、安んぞ肯えて心を勞して以て術數を學ばん乎！」

上は曰く、

「身を理めるは無為なるは則ち高し矣、國を理めるを如何せん？」

對えて曰く、

「國は猶ほ身のごとき也、物の自然に順い而して心私する所無ければ、則ち天下は理まる矣。」

上は歎じて曰く、

「廣成(廣成子は崆峒の上に居り黄帝は下風に立ちて道を問う)之言も、以て過ぎる無き也。」

承禎は固く山に還るを請い、上は之を許す。

■**[藏用は嘗て終南に隠れる]**尚書左丞の盧藏用は終南山(横に關中の南面に互り、西は秦隴に起こり、東は藍田に徹す)を指し承禎に謂って曰く、

「此の中大いに佳處有り、何ぞ必ずしも天台のみならん！」

承禎は曰く、

「愚を以て之を觀るに、此れ乃ち仕宦之疾徑耳！」

藏用は嘗て終南に隠れる、則ち天の時征されて左拾遺と為る、故に承禎は之を言う。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之上睿宗玄真大聖大興孝皇帝下先天元年(壬子, 712年)

■春, 正月, 辛巳(17), 睿宗は南郊に祀る, 初めて諫議大夫の賈會の議を用(續は因)いて天地を合祭(歐陽修は曰く、古者は天を円丘に祭る。國の南に在り。地を澤中の方丘に祭る、國の北に在り。陰陽に順う所以なり。高下に因りては以て天地に事えるは、其の類を以てなり。而るに後世合祭の文有り。則ち天の天冊万歳元年に親ら南郊に享し、始めて天地を合祭す云々と)す。會は、言忠(201 卷高宗總章元年にあり)之子也。

■戊子(24), 滄東(滄水の東、滄水は關中の八川の一)に幸し、籍田を耕す。

■己丑(25), 天下に赦す。改元して太極とす。

■**[突厥[突厥との結婚成らず]**乙未(31), 上は安福門に御し、突厥の楊我支を宴し、金山公主を以て之に示す。既に而して上は位を傳えるに會し、婚は竟に成らず。左御史大夫の竇懷貞、戸部尚書の岑羲を以て並せて同中書門下三品とす。

■二月, 辛酉(57), 右御史台を廢す。(武後の光宅元年に御史台を改めて十政台と為し、左右に分ける。神龍元年に左右御史台と為す)

■**[蔣欽緒は蕭至忠を危懼]**蒲州刺史の蕭至忠は自ら太平公主に托し、公主は引いて刑部尚書と為す。華州長史の蔣欽緒は、其の妹の夫也、之に謂って曰く、

「子之才の如きは、何ぞ達せざるを憂えん！分に非ずして妄りに求めるを為す勿れ。」

至忠は應じず。欽緒は退き、歎いて曰く、

「九代の卿族(左傳の衛の太叔儀の言を引く。至忠は蕭德言の曾孫なり)は、一舉にして之を滅す、哀しむ可き也哉！」

至忠は素より雅望有り、嘗て公主の第の門より出で、宋璟に遇い、璟は曰く、

「蕭君の望む所に非ざる也。」

至忠は笑いて曰く、

「善きかな乎宋生之言！」

遽に馬に策ち而して去る。

【幽州の新大都督の孫佺の壊滅】

■**[幽州大都督の薛訥の配置転換]**幽州大都督の**薛訥**(武后の皇暦元年に薛訥は始めて藍田の令より擢でられて安東道経略と為る)は幽州に鎮すること二十餘年、吏民は之を安ず。未だ嘗て兵を擧げて塞を出でず(12-127p), 虜も亦た敢えて犯さず。燕州(武徳六年に營州より燕州を幽州城中に遷す)刺史の**李璡**と隙有り, **璡**は之を**劉幽求**に毀り, **幽求**は左羽林將軍の**孫佺**を薦して之に代わらしむ。三月, 丁丑(13), **佺**を以て幽州大都督と為し, **訥**を徙して并州長史と為す。

■夏, 五月, 益州の獠は反す。

■戊寅(14), 上は北郊に祭る。■辛巳(17), 天下に赦し, 改元して延和とす。

■六月, 丁未(43), 右散騎常侍の**武攸暨**は卒し, 追封して**定王**とす,

■**[岑羲の保護之功]**上は節愍太子之亂(再祖雍は帝及び太平公主が太子と謀を連ねると誣う。岑羲と蕭至忠とが保護するに頼り、免かるを得たり)に, **岑羲**が保護之功有るを以て, 癸丑(49), **羲**を以て侍中と為す。

■**[突厥]** **[孫佺は奚酋の李大酺に敗れ、突厥に没す]**庚申(56), 幽州大都督の**孫佺**は奚酋の**李大酺**と冷陁に戦い, 全軍は覆没す。是の時, **佺**は左驍衛將軍の**李楷洛**, 左威衛將軍の**周以悌**を帥いて兵二萬、騎八千を發し, 分けて三軍と為し, 以て奚、契丹を襲う。將軍の**烏可利**は諫めて曰く、

「道は險しく而るに天は熱く、懸軍は遠く襲う、往けば必ず敗れん。」

佺は曰く、

「**薛訥**は邊に在ること積年、竟に國家の為に營州を復す(205 卷武后万歳通天元年に陥る)能わず。今其の備え無きに乗りて、往けば必ず功有り。」

楷洛をして騎四千を將いて前驅せ使め, 奚騎八千に遇い, **楷洛**は戦いて利あらず。**佺**は怯懦にして, 敢えて救わず, 軍を引いて還らんと欲し, 虜は之に乗り, 唐兵は大敗す。**佺**は山を阻みて方陳を為り以て自ら固め, **大酺**は使いをして**佺**に謂って曰く、

「朝廷は既に我と和親せり(貞観中に奚酋の可度者は内附す。姓を李と賜り、李氏を名乗る), 今大軍は何為れぞ而して來たるや?」

佺は曰く、

「吾は敕を奉じて來たりて招慰する耳。**楷洛**は節度を稟けず, 輒ち汝と戦う, 請う斬りて以て謝せん。」

大酺は曰く、

「若し然らば, 國の信は安くに在るや?」

佺は悉く軍中の帛を斂め, 萬餘段を得, 紫袍、金帶、魚袋(高宗の永徽二年に在京の文武の職事官五品以上に並びに隨身魚袋を賜る。天后の垂拱二年に諸州の都督は並びて京官に準じて魚を帯びる)を並せて以て之に贈る。**大酺**は曰く、

「請う將軍南に還れ, 相い驚擾する勿れ。」

將士は懼れ, 復た部伍無し, 虜は之を追撃し, 士卒は皆な潰える。**佺**、**以悌**は虜の擒とする所と為り, **突厥**に獻じ, **默啜**は皆な之を殺す。**楷洛**、**可利**は脱して歸る。

【上皇と玄宗皇帝】

■**[彗星出現]**秋, 七月, 彗星は西方に出で, 軒轅(七星の北にあり、一七星からなる、獅子座の頭部)を経て太微(獅子座の一部)に入り, 大角(アークトゥルス)に至る。

■[**竇懷貞は解職を請う**]相者有り、同中書門下三品の**竇懷貞**に謂って曰く、

「公は刑厄有り。」

懷貞は懼れ、官を解いて**安國寺**(朱雀街の東第四街の長樂坊に在り。景雲元年に勅して潜龍の旧宅を捨てて寺と為し、便ち本封の安國を以て名とす)の奴と為るを請う。敕して官を解くを聽す。乙亥(11)、復た**懷貞**を以て左僕射と為し御史大夫を兼ね、平章軍國重事とす。

■[**睿宗は讓位を決意**]太平公主は術者をして上に言つて曰わ使む、

「彗は舊を除いて新を布く所以なり、又た帝座(中宮の華蓋の下に在り)及び心の前星(心の三星、中星を明堂、天子の位と為し、前星を太子と為す)は皆な變有り、**皇太子**は當に**天子**と為るべし。」

上は曰く、

「徳を傳えて災いを避く、吾が志は決せり矣！」

太平公主及び其の黨は皆な力諫し、以て不可と為し。上は曰く、(12-128p)

「中宗之時、群奸は事を用い、天變は屢々臻る。朕は時に中宗に賢者を擇びて之を立てて以て災異に應じるを請う、中宗は悦ばず、朕は憂恐し、數日食せず。豈に彼に在りては則ち能く之を勸め、己に在りては則ち能くせざる可けん邪！」

太子は之を聞き、馳せて入りて見え、自ら地に投じ、叩頭して請いて曰く、

「臣は微功を以て、不次に嗣と為る、懼れるは堪えるに克たず、未だ審ならず陛下は遽に大位を以て之を傳えんと、何ぞ也？」

上は曰く、

「社稷の再び安き所以、吾之天下を得る所以は、皆な汝の力也。今帝座は災い有り、故に以て汝に授け、禍を轉じて福と為さんとす、汝は何ぞ疑う邪！」

太子は固辭す。上は曰く、

「汝は孝子為り、何ぞ必ずしも柩前を待ちて然る後に即位せん邪！」

太子は流涕し而して出ず。

■[**軍國の大事は兼ね総べる**]壬辰(28)、制して位を太子に傳え、太子は上表して固辭す。太平公主は上に勸む、

「位を傳えると雖も、猶ほ宜しく自ら大政を總べるべし。」

上は乃ち太子に謂つて曰く、

「汝は天下の事重きを以て、朕が之を兼ね理めるを欲する邪？昔舜は禹に禪り、猶ほ親ら巡狩(蒼梧に死す)す。朕の(聯×)位を傳えると雖も、豈に家國を忘れんや？其れ軍國の大事は、當に之を兼ね省すべし。」

■[**玄宗皇帝即位、予と稱す。上皇の役**]八月、庚子(36)、玄宗は即位し、睿宗を尊んで太上皇と為し。上皇は自ら稱して朕と曰い、命を誥と曰い、五日に一たび朝を太極殿に受ける。皇帝は自ら稱して予と曰い、命を制、敕と曰い、日々に朝を武德殿に受ける。三品以上の除授及び大刑政は上皇に決し、餘は皆な皇帝に決す。

■壬寅(38)、上は大聖天后の尊號を聖帝天后と曰う。

■甲辰(40)、天下に赦し、改元す。

■[**渤海軍等を置く**]乙巳(41)、漠州(統は鄭州、莫県は漢より以来涿郡に属す。景雲二年に分けて鄭州を置く。開元十三年に単に莫の字を用いる。直隸省津海道任丘県の北三十五里、現・河北省滄州市任丘市)の北に於いて渤海軍を置き、恆(現・石家荘市正定県)、定州(現・保定市高陽県)の境に恆陽軍(恒州の城東に在り)を置く、媯(現・張家口市南部)、蔚州(現・張家口市蔚県)

の境に懷柔軍を置く、兵五萬を屯すなり。

■丙午(42)、妃の王氏を立てて皇后と為し、後の父の仁皎を以て太僕卿と為す。仁皎は、下邳人也。戊申(44)、皇子の許昌王の嗣直を立てて郟王と為し、真定王の嗣謙を郟王と為す。

■劉幽求を以て右僕射、同中書門下三品と為す、魏知古を侍中と為し、崔湜を檢校中書令と為す。

■[琚と太子は意気投合]初め、河内王の琚は王同皎之謀(中宗神龍元年に王同皎は武三思を殺さんとす)に預り、亡命し、江都に傭書し。上之太子に為る也、琚は長安に還り、選ばれて諸暨(越王允恒の故都、漢より以下県と為し、会稽に属す、浙江省会稽道、現・紹興市諸暨市)の主簿に補せられ、過ぎて太子に謝す。琚は廷中に至り、故らに徐行し高く視る、宦者は曰く、

「殿下は簾内に在り。」

琚は曰く、

「何をか殿下と謂うや？(范曄の故智を用いて此の言を為し、以て太子を激發す)當今獨り太平公主有る耳！」

太子は遽に召して見え、與に語り、琚は曰く、

「韋庶人は弑逆し、人心は服せず、之を誅するは易き耳。太平公主は、武后之子なり、凶猾なること無比なり、大臣は多く之が用を為す、(12-129p)琚は竊に之を憂う。」

太子は引いて與に榻を同じくして坐し、泣いて曰く、

「主上の同氣、唯だ太平のみ有り、之を言えば主上之意を傷つけんことを恐れる、言わざれば患いと為ること日々に深し、之を為すこと奈何せん？」

琚は曰く、

「天子之孝は、匹夫に異なり、當に宗廟社稷を安んずるを以て事を為すべし。蓋主(前漢の蓋長公主)は、漢の昭帝之姊にして、幼きより供養するすら、罪有れば猶ほ之を誅せり。天下を為める者、豈に小節を顧みんや！」

太子は悦んで曰く、

「君は何の藝有りて、以て(続により補充)寡人と遊ぶ可き？」

琚は曰く、

「飛煉(丹砂を飛ばして以て丹を鍊るを謂う)、詼嘲(おどけからかう)を能くす。」(旧唐書「飛丹煉砂、詼諧嘲詠、優人と肩を比す可しと」)

太子は乃ち奏して詹事府の司直(官僚を弾劾し職事を糾挙するを掌る)と為し、日々與に游處す、累遷して太子の中舍人(中庶子と共に禁令を掌り、違闕を糾正し左右に侍従し、威儀を儀相するを掌る)となる。即位に及び、以て中書侍郎と為す。

■[劉幽求らの太平公主誅殺謀議、流罪]是の時、宰相は多く太平公主之黨なり、劉幽求は右羽林將軍の張暉と羽林兵を以て之を誅せんと謀り、暉をして密に上に言つて曰わ使む、

「竇懷貞、崔湜、岑羲は皆な公主に因りて進むを得、日夜不軌を謀るを為す。若し早く圖らざれば、一旦事起れば、太上皇は何を以て安きを得んや！請う速かに之を誅すべし。臣は已に幽求と計を定め、惟だ陛下之命を俟つのみ。」

上は深く以て然りと為す。暉は其の謀を侍御史の鄧光賓に洩らし、上は大いに懼れ、遽に其の状を列上す。丙辰(52)、幽求は獄に下り。有司は奏す、

「幽求等は骨肉を離間す、罪は死に當る。」

上は為に言う、

「幽求は大功有り、殺す可からず。」

癸亥(59)、**幽求**を封州(漢の廣信封陽県、梁は成州を置く。隋は封州に改める、唐は廣州都督府を置く、広東省粵海道封川県、現・肇慶市封開県)に、**張暉**を峰州(隋の交趾郡、現・ベトナムフート省)に、**光賓**を繡州(蒼梧道桂平県の西南、現・広西壮族自治区貴港市桂平市)に流す。

■**[劉幽求是死を免れる]**初め、**崔湜**は襄州刺史と為り、密に譙王の**重福**と書を通じ、**重福**は之に金帯を遺る。**重福**は敗れる、**湜**は死に當り、**張説**、**劉幽求**は營護して免かるるを得たり。既に而して**湜**は**太平公主**に付き、**公主**と謀り**説**の政事を罷め、左丞を以て東都を分司せしむ。**幽求**が封州に流されるに及び、**湜**は廣州都督(封州が属す)の**周利貞**に諷し、之を殺さしむ。桂州都督の**景城**(続は欠如)の**王峻**は其の謀を知り、**幽求**を留めて遣らず。**利貞**は屢々牒を移して之を求め、**峻**は應じず、**利貞**は以て聞ず。**湜**は屢々**峻**に逼り、**幽求**を遣らしめ、**幽求**は**峻**に謂って曰く、

「公は執政を拒み而るに流人を保つ、勢いは全くする能わず、徒らに累を仰がん耳。」

固く請いて廣州に詣る、**峻**は曰く、

「公の坐する所は朋友に絶たる可き者に非ざる也。**峻**は公に因りて罪を獲るとも、恨む所無し！」

竟に逗留して遣らず。**幽求**は是に由りて免かるるを得たり。

■九月、丁卯(3)朔、日之を食する有り。

■辛卯(27)、皇子の**嗣升**を立てて陝王と為す。**嗣升**の母の**楊氏**、**士達**(隋に仕え、官は納言に至る)之曾孫也。王后は子無く、母は之を養う。(12-130p)

■冬、十月、庚子(36)、上は太廟を謁し、天下に赦す。■癸卯(39)、上は新豊に幸し、驪山之下に獵す。

■辛酉(57)、沙陀の**金山**は遣使して入貢す。沙陀と者、處月(金娑山の陽、蒲類の東に居る、大磧有り、沙陀と名づく)之別種也、姓は朱邪氏。

■**契丹**十一月、乙酉(45)、奚、契丹の二萬騎は漁陽を寇し、幽州都督の**宋璟**は城を閉じて出でず、虜は大掠し而して去る。

■**[皇帝邊巡]**上皇は誥し皇帝を遣わして邊を巡り、西は河、隴より、東は燕、薊に及び、將を選び卒を練らしむ。甲午(30)、幽州都督の**宋璟**を以て左軍大總管と為し、并州長史の**薛訥**を中軍大總管と為し、朔方大總管、兵部尚書の**郭元振**を右軍大總管と為す。

■十二月、刑部尚書の**李日知**は致仕を請う。

■**[李日知は捶撻を行わず]**日知は官に在り、捶撻を行わず而して事集る。刑部に令史有り、敕を受けること三日、忘れて行かず。日知は怒り、杖を索め群吏を集め、之を捶たんと欲す。既に而して謂って曰く、「我は汝を捶たんと欲し、天下の人は必ず汝を謂わん、能く**李日知**の嗔を擦り、**李日知**の杖を受ける、人に比するを得ず、妻子も亦た將に汝を棄てんとす矣。」

遂に之を釋す。吏は皆な感悅し、敢えて犯す者無し、脱し稽失有れば、衆は共に之を謫む。

睿宗玄真大聖大興孝皇帝下開元元年(癸丑、713年)

■**[兵役年齢変更]**春、正月、乙亥(11)、誥す、

「衛士は今より二十五にして軍に入り、五十にして免す。羽林飛騎は並びに衛士を以て簡補せん。」

■吏部尚書の**蕭至忠**を以て中書令と為す。

■**皇帝**は邊を巡ること期を改め、募る所の兵は各々散じ遣り、八月復た集まらんことを約し、竟に行を成さず。

■**[大酺を追作]**二月，庚子(36)夜，門を開き燈を然やし(旧唐書嚴挺之傳によれば、先天二年正月望、胡僧婆陁は夜門を開き千百燈を燃やさんと請う)，又た去年の大酺を追作し(去年内禪を受け、天下に酺を賜るに及ばず、即ち追いて之を為す)，大いに伎樂を合わす。**上皇**は上と門樓に御して觀に臨み、或は夜を以て晝に繼ぐ、凡そ月餘。左拾遺の華陰の**嚴挺之**は上疏して諫め、以て為す、

「酺者人の利とする所に因り、合醖(錢を出し合わせて飲食する)して歡を為す。今乃ち萬人之力を損し、百戲之資を營むは、聖徳を光にし風化を美にする所以に非ざる也。」

乃ち止む。

渤海■**[大祚榮の渤海は勃興す]**初，高麗は既に亡び(201 卷高宗總章元年に見ゆ)，其の別種の大**祚榮**は徙りて營州に居る。**李盡忠**の反する(205 卷武后萬歲通天元年にあり)に及び，**祚榮**は靺鞨の**乞四北羽**と衆を聚めて東走し，險を阻みて自ら固める。**盡忠**は死し，**武后**は將軍の**李楷固**をして其の餘黨を討た使む。**楷固**は**乞四北羽**を撃ち、之を斬り、兵を引いて天門嶺(土護眞河の北三百里に在り)を逾え，**祚榮**に逼る。**祚榮**は逆え戦い、(12-131p) **楷固**は大敗し、僅に身を以て免かる。**祚榮**は遂に其の衆を帥いて東に東牟山(挹婁国界にあり、營州の東二千里。南北新羅、泥河を以て境と為し、東は海を窮め、西は契丹)に據り、築城して之に居る。**祚榮**は驍勇にして善戦し、高麗、靺鞨(これより盛んなり。始めて靺鞨を去り、専ら渤海と号す)之人は稍稍之に歸し、地は方二千里、戸は十餘萬、勝兵は數萬人、自ら振國王を稱し、突厥に附く。時に奚、契丹は皆な叛し、道路は阻絶し，**武后**は討つ能わず。**中宗**は即位し、侍御史の**張行岌**を遣わして之を招慰せしめ，**祚榮**は子を遣わして入侍せしむ。是に至り，**祚榮**を以て左驍衛大將軍、渤海郡王と為す。其の所部を以て忽汗州と為し，**祚榮**をして兼ねて都督せ令む。

■庚申(56)，敕して**嚴挺之**の忠直を以て百官に宣示し、之を厚く賞す。

■三月，辛巳(17)，**皇后**は親ら蠶(かいこ、養蚕)す。(旧制では皇后は先蠶を祀り親ら桑とるの禮有り。唐制、皇后親ら蠶するに鞠衣を服す。黄羅をもて之を為す)

■**[楊相如は上疏]**晉陵の尉の**楊相如**は上疏して時政を言う、其の略に曰く、

「**煬帝**は自ら其(自×)の強きを恃み、時政を憂えず、制敕交々行くと雖も、而も聲實舛謬し、言は堯、舜に同じく、亦た**桀**、**紂**の如く、天下之大を擧げ、一擲而して之を棄てる。」

又た曰く、

「**隋氏**は欲を縦にし而して亡ぶ，**太宗**は欲を抑え而して昌^{あきら}かなり，願わくは**陛下**は詳かに之を擇べ！」

又た曰く、

「人主は忠正を好み而して佞邪を惡まざる莫し、然るに忠正なる者は常に疏んぜられ、佞邪なる者は常に親しまれ、以て國を覆えし身を危うくするに至り而も寤^さとらざる者、何ぞ哉？誠に忠正なる者は多く意に忤い、佞邪なる者は多く指に順うに由る、忤を積みて憎を生じ、順を積みて愛を生ず、此れ親疏之分かれる所以也。**明主**は則ち然らず。其の忤うを愛して以て忠賢を收め、其の順うを惡みて以て佞邪を去り、則ち**太宗**の太平之業は、將たまた何ぞ遠からん哉！」

又た曰く、

「夫れ法は簡にし而して能く禁ずるを貴び、罰は貴軽く而して必ず行うを貴ぶ。**陛下**は方に至徳を興崇

し、大いに新政を布く、請う一切碎密を除去し、小過を察せざらんことを。小過察せざれば則ち煩苛無く、大罪は漏らさざれば則ち奸慝を止める、簡にし而して犯し難く、寛にし而して能く制せ使めば、則ち善からん矣。」

上は覽而して之を善しとす。

■是より先、大明宮を修めて未だ畢らず、夏、五月、庚寅(26)、敕して農務を方に勤めるを以て、之を罷め以て閒月(続は閑月、農功畢くいるの後をいう)を待つ。

■六月、丙辰(52)、兵部尚書の郭元振を以て同中書門下三品とす。

【太平公单一党を殺して玄宗全権掌握】

■【太平公主は玄宗毒殺を謀る】太平公主は上皇之勢いに依り、權を擅にして事を用い、上と隙有り、宰相七人あり、五は其の門に出ず。文武之臣は、太平は之に付き。竇懷貞、岑羲、蕭至忠、崔湜及び太子の少保の薛稷、雍州長史の新興王の晉、左羽林大將軍の常元楷、知右羽林將軍事の李慈、左金吾將軍の李欽、中書舍人の李猷、右散騎常侍の賈膺福、鴻臚卿の唐睭及び僧の慧范等と廢立を謀り、又た宮人の元氏と赤箭(草の名、莖は青赤は箭箚の如く、葉は其の端に生じ、根は人足の如く、また芋魁の如く、十二子有りて衛を為す。其の苗を粉と為し、久しく服するときは氣力を益す)粉中に於いて毒を置き上に進めんと謀る。晉は、徳良(長平王叔良の弟、武徳の初め新興王に封ぜらる)之孫也。元楷、慈は數々主の第に往來し、相い與に謀を結ぶ。

■【玄宗は先制攻撃を画す】王琚は上に言つて曰く、(12-132p)

「事は迫る矣、速かに發せざる可からず！」

左丞の張説は東都より人を遣わして上に佩刀を遺(獻とすべし)り、意は上の斷割せんことを欲す。荊州長史の崔日用は入りて事を奏し、上に言つて曰く、

「太平は逆を謀りて日有り、陛下は往に東宮に在るときは、猶ほ臣子為り、若し之を討たんと欲せば、須く謀力を用いるべし。今既に大寶に光臨し、但だ一制書を下せば、誰か敢えて従わざらん？萬一奸宄志を得れば、之を悔いても何ぞ及ばん！」

上は曰く、

「誠に卿の言の如し。直ちに上皇を驚動せんことを恐れる。」

日用は曰く、

「天子之孝は四海を安んずるに在り。若し奸人が志を得れば、則ち社稷は墟と為る、安んぞ其の孝と為る在らん乎！請う先ず北軍(左右羽林・左右萬騎)を定め、後に逆黨を收めん、則ち上皇を驚動せざらん矣。」

上は以て然りと為す。日用を以て吏部侍郎と為す。

■【魏知古は反乱を通報】秋、七月、魏知古は告げる、

「公主は是の月四日を以て亂を作し、元楷、慈をして羽林の兵を以て武徳殿(上は群臣の朝を受ける)に突入せ令め、懷貞、至忠、羲等は南牙(西内は大極殿を以て正牙と為す。北門より之を言つて南牙と曰う)に於いて兵を擧げて之に應ぜしめんと欲す。」

と、上は乃ち岐王の范、薛王の業、郭元振及び龍武將軍(景雲の初めに左右萬騎と左右羽林とを以て北門四軍と為し、左右龍武將軍を置き、以て萬騎を領せしむ。、従三品)の王毛仲、殿中少監の姜皎、太僕少卿の李令問、尚乘奉御の王守一、内給事(内侍省に屬し従五品下、省事を判するを掌り、元正冬至に群臣は中宮に朝賀するときは、出入宣伝し、凡そ宮中の衣服費用は其の品秩を具し、其の多少を計り、春秋二時に中書に宣送すか)の高力士、果毅の李守德等と計を定め之を誅せんとす。皎は、謨(184 卷隋の恭帝義寧元年にあり)之曾孫なり。令問は、靖の弟の客師(戦功あり)之孫なり。一は、仁皎

之子。力士は、潘州(古の西甌駱越の地。漢は合浦郡の界に属す。江左は定川郡に置く。隋は郡は廢して県と為す。唐の武徳四年に南宕州を置く。634年貞觀8年潘州に改名。広東省高雷道茂名県、現・茂名市)の人也。

■**[玄宗側のクーデター成功]**甲子(1)、上は王毛仲に因り閒廐の馬及び兵三百餘人を取り、同謀十餘人と(続は欠如)、武徳殿より虔化門(西内の大極殿の北を朱明門と曰い、左を虔化門、右を肅章門と曰う。その東を武徳四門と曰う。門内は武徳殿)に入り、元楷、慈を召し、先ず之を斬り、膺福、猷(四方館は中書省に隸す、故に内客省ここに在り。中書省は大極門の右に在り。膺福、猷は中書省の官)を内客省に擒え以て出で、至忠、羲を朝堂(東西朝堂は承天門のうちに在り、左右に分ける)に執り、皆な之を斬る。懷貞は逃げて溝中に入り、自ら縊死し、其の屍を戮し、改姓して毒と曰う。上皇は變を聞き、承天門の樓に登る。郭元振は奏す、

「皇帝は前に誥を奉じ竇懷貞等を誅し、他無き也。」

上は尋いで樓上に至り、上皇は乃ち誥(続は詔)を下し懷貞等を罪狀し、因りて天下に赦し、惟だ逆人の親黨は赦さず。薛稷は死を萬年獄に賜る。

■**[上皇は自ら引退]**乙丑(1)、上皇は誥す、

「今より軍國の政刑は、一に皆な皇帝の處分を取る。朕は方に無為にして志を養い、以て素心を遂げん。」是の日、居を百福殿(唐六典に曰く、兩儀殿の右を宣秋門と曰い、宣秋の右を百福門と曰い、其の内は百福殿)に徙す。

■**[太平公主に死を賜る]**太平公主は逃げて山寺に入り、三日にして乃ち出で、死を家に賜り、公主の諸子及び黨與の死者は數十人。薛崇簡は數々其の母を諫めて撻たれられるを以て、特に死を免れ、姓の李を賜わり、(12-133p)官爵は故の如し。公主の家を籍するに、財貨は山積す、珍物は御府に侷しく、廐牧の羊馬は、田園の息錢、之を收めるに數年盡さず。慧范の家産も亦た數十萬緡。新興王の晉之姓を改めて厲と曰う。

■**[崔湜は流刑に留まる]**初め、上は竇懷貞等を誅さんと謀り、崔湜を召し、將に托するに心腹を以てせんとす。湜の弟の滌は湜に謂って曰く、

「主上の問う有れば、隱す所有る勿れ。」

湜は従わず。懷貞等は既に誅せられ、湜は右丞の盧藏用と俱に私に太平公主に侍するに坐し、湜は竇州に流され、藏用は瀧州に流される。新興王の晉は刑に臨みて歎じて曰く、

「本は此の謀を為す者は崔湜なり、今は吾死して湜生くるは、亦た冤ならず乎！」

會々有司は官人の元氏を鞠す、元氏は湜が同じく毒を進めんと謀るを引き、乃ち追いて死を荊州に賜る。

薛稷之子の伯陽は主に尚するを以て死を免じ、嶺南に流され、道に於いて自殺す。

■**[陸象先は独り多くを救済す、知られず]**初め、太平公主は其の黨と廢立を謀り、竇懷貞、蕭至忠、岑羲、崔湜は皆な以て然りと為し、陸象先は獨り以て不可と為す。公主は曰く、

「長(宋王成器)を廢して少を立てる、已に不順と為す。且つ又た徳を失い、之を若何ぞ去らざらん？」

象先は曰く、

「既に功を以て立つ(上は内難を平げ、天下国家に大功有り。罪無ければ廢す可からず)、當に罪を以て廢す。今實に罪無し、像先は終に敢えて従わず。」

公主は怒り而して去る。上は既に懷貞等を誅し、象先を召して謂って曰く、

「歳寒くして松柏を知る、信なるかな哉！」(論語子罕篇に曰く、歳寒くして然る後、松柏の凋むに後るを知る)

時に公主の枝黨を窮治し、當に坐すべき者衆し、像先は密に為に申理し、全くする所甚だ多し。然るに未だ嘗て自ら言わず、當時知る者無し。百官は素より公主の善くする所と為るもの及び之を惡む者、或は黜け或いは陟(のほ)せ、終歳盡さず。

■丁卯(3), 上は承天門の樓に御し, 天下に赦す。

■**[功臣に褒章]**己巳(5), 功臣の**郭元振**等に官爵、第捨、金帛を賞して差有り。**高力士**を以て右監門將軍と為し, 内侍省(内侍四人、久次一人を以て、省事に知たらしむ、従四品上)の事を知たらしむ。

■**[女主を脱し、宦官復権]**初め, **太宗**は制を定め, 内侍省は三品官を置かず, 黄衣廩食し, 門を守り命を傳え而して已む。**天后**は**女主**と雖も, 宦官も亦た事を用いず。**中宗**の時, 嬖倖の猥は多く, 宦官七品以上は千餘人に至り, 然れども緋を衣る者は尚ほ寡なき。**上**は籓邸に在り, **力士**(馮益の曾孫なり。聖曆の初め、嶺南討撃使の李千里は二鬮兒を上る。金剛と曰い力士と曰う。中人高延福は養いて子と為す、故に高姓を冒す。既に壯にして宮闈丞と為る。帝は籓に在るとき、力士は心を傾けて附結す)は心を傾けて之を奉じ, **太子**と為るに及び, 奏して内給事と為し, 是に至りて**蕭、岑**を誅するの功を以て之を賞す。是の後宦官は稍増えて三千餘人に至り, 三品將軍に除せられる者は浸く多く, 緋、紫を衣て千餘人に至り, 宦官之盛んなることは此より始まる。

■壬申(8), 益州長史の**畢構**等六人を遣わして十道を宣撫せしむ。乙亥(11), 左丞の**張説**を以て中書令と為す。

■庚辰(16), 中書侍郎、同平章事の**陸象先**は罷めて益州長史、劍南按察使と為る。八月, 癸巳(29), 封州の流人の(12-134p)**劉幽求**を以て左僕射、平章軍國大事と為す。

■**[突厥[突厥との婚姻]**丙辰(52), 突厥可汗の**默啜**は其の子の**楊我支**を遣わして來たりて昏を求める。丁巳(53), 蜀王の女**南和縣主**を以て之に妻あわせんことを許す。

■**[李嶠は誅さず]**中宗之崩ずる也, 同中書門下三品の**李嶠**は密に**韋后**に表す,

「請う相王の諸子を外に出さん。」

と。**上**は即位し, 禁中に於いて其の表を得, 以て侍臣に示す。**嶠**は時に特進を以て致仕し, 或は之を誅するを請い, **張説**は曰く、

「**嶠**は逆順を識らずと雖も, 然も當時之謀を為すは則ち忠なり矣。」

上は之を然りとす。九月, 壬戌(58), **嶠**の子の**率更令**(唐六典に曰く、北齊の率更令は、周衛禁防・漏刻鐘鼓を掌ると)の**暢**を以て虔州刺史と為し, **嶠**をして**暢**之官に隨わ令む。

■庚午(6), **劉幽求**を以て同中書門下三品とす。

■丙戌(22), 復た右御史台(去年二月廃止)を置き, 諸州を督察し, 諸道按察使を罷む。

■冬, 十月, 辛卯(27), 京畿の縣令(唐の京城の兩赤県を京県と為し、畿内の諸県を畿県と為す。京県の令は正五品上、畿県の令は正六品下)を引見し, 戒めるに歲饑え黎元を惠養する之意を以てす。

■**[郭元振を流罪、次々大臣失脚]**己亥(35), **上**は新豊に幸す。癸卯(39), 武を驪山之下に講じ(時に武を講ずるに左右軍に分けて、訥を以て左軍節度とす), 兵二十萬を徵し, 旌旗は五十餘里に連亙す。軍容の整わざるを以て, 兵部尚書の**郭元振**を纛下に坐さしめ, 將に之を斬らんとす。**劉幽求、張説**は馬前に跪きて諫めて曰く、
「**元振**は社稷に大功有り, 殺す可からず。」

乃ち新州に流す。給事中、知禮儀事の**唐紹**を斬る, 其の軍禮を制するに肅ならざる故を以て也。**上**は始め威を立てんと欲し, 亦た**紹**を殺す之意無く, 金吾衛將軍の**李邕**は遽に敕を宣して之を斬る。**上**は尋いで**邕**の官を罷め, 廢棄すること終身とす。時に二大臣は罪を得, 諸軍は多く震懼して次を失い, 惟だ左軍節度の**薛訥**、朔方道大總管の**解琬**の二軍は動じず, **上**は輕騎を遣わして之を召し, 皆な其の陳に入るを得ず。**上**は深く歎美し, 之を慰勉す。

■**[姚元之の拔擢]**甲辰(40), 渭川(新豊の界)に獵す。**上**は同州刺史の**姚元之**を以て相と為さんと欲し, **張説**

は之を疾み、御史大夫の趙彥昭をして之を弾じ使め、上は納れず。又た殿中監の姜皎をして上に言つて曰わ使め、

「陛下は常に河東總管を擇ばんと欲し而して其の人を難とす、臣は今之を得たり矣。」

上は問う、

「誰とか為すや」

と、皎は曰く、

「姚元之は文武の全才なり、真に其の人也。」

上は曰く、

「此れ張説之意也、汝は何ぞ面のあたりに欺くを得んや、罪は死に當る！」

皎は叩頭して首服す、上は即ち中使を遣わして元之を召し行在に詣らしむ。既に至り、上は方に獵し、引見し、即ち兵部尚書、同中書門下三品に拜す。

■**[姚元之に委任、玄宗は政治に精魂盡す]**元之の吏事は明敏なり、三たび宰相と為り(武后、睿宗に相たり)、皆な兵部尚書を兼ね、縁邊の屯戍斥候、土馬儲械、默記せざるは無し。上は初めて即位し、精を勵まして治を為し、事毎に元之に訪ね。元之は應答すること響くが如し、同僚は皆な唯だ諾し而して已む、故に上は専ら之に委任す。元之は權幸を抑え、爵賞を愛し、諫諍を納れ、貢獻を卻け(12-135p)、群臣と褻狎せざらんことを請う。上は皆な之を納れる。

■乙巳(41)、車駕は京師に還る。

■**[玄宗が人に君たるの素質]**姚元之は嘗て奏し、郎吏を序進せんことを請い、上は殿屋を仰ぎ視、元之は再三之を言い、終に應じず。元之は懼れ、趨り出でる。朝を罷め、高力士(690-762、隋末の群雄の馮盎の曾孫、則天時代に宦官となり、宦官の高延福の養子、武三思と交流。のちに玄宗腹心として絶大権力)は諫めて曰く、

「陛下は新に萬機を總べ、宰臣は事を奏す、當に面のあたりに可否を加えるべし、奈何して一に省察せざるや！」

上は曰く、

「朕は元之に任じるに庶政を以てす、大事は當に奏聞して共に之を議すべし。郎吏は卑秩なり、乃ち一一以て朕を煩わさん邪？」

會々力士は事を宣して省中に至り(唐の制では凡そ機事は皆内臣をして旨を宰相に宣せしむ)、元之の為に上の語を道い、元之は乃ち喜ぶ。聞く者は皆な上が人に君たる之體を識るに服す。

■**[張九齡の忠告]**左拾遺の曲江(漢の桂陽郡に属す県。唐の武徳四年に番州を置く。尋ぎて東衡州と改む。貞觀元年に韶州と改める。広東省嶺南道曲江県の西一里、現・韶関市曲江區)の張九齡は、元之が重望有り、上の信任する所と為るを以て、奏記して其の諂躁(諂諛躁桃の人)を遠ざけ、純厚を進めるを勧め、其の略に曰く、

「人を任ずること才に當たり、政を為すの大體は、之と共に理^{おさ}む、此の途に出ずる無し。而るに向之才を用いるは、人を知る之鑒無きに非ず、其の失溺する所以は、情に縁る之舉に在り。」

又た曰く、

「君侯が相國之重きを職とし、人を用いる之權を持つより、而して淺中弱植之徒は、已に頸を延べて踵を企て而して至り、親戚に諂^{つら}いて以て譽を求め、賓客に媚びて以て容れるを取る、其の間豈に才有らざらんや、失う所は恥無きに在り。」

元之は其の言を嘉納す。

■**[僚吏は李摠のみ拔擢]**新興王之晉之誅せらる也、僚吏は皆な奔り散ず、惟だ司功(唐の制は諸州の功曹司功參

軍事は考課・假使・祭祀・禮樂・學校・表疏・書啓・祿食・祥異・撈棄・卜筮・陳設・喪葬を掌る)の**李德**のみ歩して従い、官に在る之禮を失わず、仍ほ其の屍を哭す。**姚元之**は之を聞き、曰く、

「**樂布**(漢の人、彭越を哭す)之**儔**也。」
ともがら

相と為るに及び、擢んでて尚書郎と為る。

■己酉(45)、刑部尚書の**趙彦昭**を以て朔方道大總管と為す。

■十一月、乙丑(1)、**劉幽求**は侍中を兼ねる。

■辛巳(17)、群臣は上表して尊號を加えて**開元神武皇帝**と為るを請う。之に従う。戊子(24)、冊を受ける。

■**[王琚の敬遠の始まり]**中書侍郎の**王琚**は上の親厚する所と為り、群臣は及ぶ莫し。進見し、侍する毎に笑語し、夜に速びて方に出でる。或は時に休沐すれば、往往にして中使を遣わして之を召す。或は上に言つて曰く、

「**王琚**は權譎縦横之才なり、之と禍亂を定む可し、之と承平を守り難し。」

上は是に由りて浸く之を疏んず。是の月、**琚**に命じて御史大夫を兼ね、北邊の諸軍を按行せしむ。

■**[紫微省など名称改革]**十二月、庚寅(26)、天下に赦し、改元(開元)す。尚書左、右僕射を左、右丞相と為す。中書省を紫微省と為す。門下省を黃門省と為し、侍中を監と為す。雍州(12-136p)を京兆府と為し、洛州を河南府と為し、長史を尹と為し、司馬を少尹と為す。(隋は京守を以て牧と為す。武徳の初めに隋に因りて牧を置き、親王を以て之と為す。あるいは閹を出でず、長史を府事を知らしむ。是に至りて改めて府と為し、長史を升せて尹と為す。従三品は専ら府事を総べる。魏晉以下州府に皆治中有り。隋の文帝改めて司馬と為す。煬帝は改めて贊理と為し、又丞と為す。武徳の初め治中と為す。永徽に高宗の諱を避けて改めて司馬と為す。是に至りて改めて少尹と為す、従四品下)

■**[吐蕃]**甲午(30)、吐蕃は其の大臣を遣わして來たりて和を求めらる。

■壬寅(38)、**姚元之**を以て紫微令を兼ねしむ。**元之**は開元の尊號を避けて、名を**崇**に復す。

■敕す、

「都督、刺史、都護の將に官に之かんとするは、皆な引いて面じ辭し畢り、側門に進止を取らしむ。」

■**[張説の左遷]****姚崇**は即ち相と為り、紫微令の**張説**は懼れ、乃ち潜に**岐王**に詣りて申款す。他日、**崇**は便殿に對し、行くに微しく蹇す。上は問う、

「足疾有る乎？」

對えて曰く、

「臣は腹心之疾有り、足疾に非ざる也。」

上は其の故を問う。對えて曰く、

「岐王は陛下の愛弟なり、**張説**は輔臣為り、而して密に車に乗りて王家に入る、誤る所と為るを恐れる、故に之を憂うるなり。」

癸丑(49)、**説**は相州刺史に左遷される。右僕射、同中書門下三品の**劉幽求**も亦た罷めて太子の少保と為る。甲寅(50)、黃門侍郎の**盧懷慎**を以て同紫微黃門平章事とす。

令和7年8月13日翻訳開始 11974文字

令和7年8月22日翻訳終了 25068文字